

各自治体が指定することができる寄附

- 1 公益社団法人等に対する寄附金で財務大臣が指定したもの
- 2 特定公益増進法人に対する寄附金
 - ① 独立行政法人
 - ② 地方独立行政法人
 - ③ 自動車安全運転センター、日本司法支援センターなど
 - ④ 公益社団法人・公益財団法人
 - ⑤ 学校法人
 - ⑥ 社会福祉法人
 - ⑦ 更正保護法人
- 3 都道府県知事・指定都市市長の認定を受けたNPO法人に対する寄附金
- 4 一定の要件を満たす特定公益信託に対して支出した金銭

熊本県が指定した寄附金

条例第30条第1

- ① 県内に主たる事務所を有する公益社団法人等に対する寄附金(包括指定)

条例第30条第2

条例第30条第3

- ② 県外に主たる事務所を有する公益社団法人等に対する寄附金
- ③ 特定公益信託に対して支出した金銭のうち本県における公益の増進に著しく寄与する寄附金として個別に指定したもの

条例第30条第4号

条例:熊本県税条例

※1 学校の入学に関して支出した寄附金は除く。

※2 2については、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。

※3 3については、当該法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連するものに限る。ただし、その寄付した者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。